

有田市介護保険要介護等認定者に対する障害者控除対象者認定書交付に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第16号

有田市介護保険要介護等認定者に対する障害者控除対象者認定書交付に関する要綱の一部を改正する要綱

有田市介護保険要介護等認定者に対する障害者控除対象者認定書交付に関する要綱（平成20年訓令第25号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「印」を削り、

「

住所		性別	男・女
----	--	----	-----

」

を

「

住所	
----	--

」

に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中

「

住所		性別	男・女
----	--	----	-----

」

を

住所	
----	--

」

に改める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。